キャッシュカード認証により取引を行うお客さま向け特約

- 1. (本特約の適用範囲)
 (1)本特約は当年本支店で無印鑑口座(取引印鑑の届出のない預金口座)の利用のない個人のお客さま(事業用に利用の口座を除く)がキャッシュカード認証により取引を行う場合に適用されるものとします。但し、「無印鑑口座利用のお客さま向け特約」が適用されるお客さまを除きます。(2)本特約が適用される本支店(以下、「取扱店」といいます。)は当社所定の方法により公表いたします。(3)本特約は、当社が別途定める各取引に係る規定(以下「原規定」といいます。)と一体として取り扱われるものとし、本特約に定めがある事項は本特約の定めが適用され、本特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。
 (4)本特約が適用される方法)

2. (取扱店での取引の方法)

取扱店では、本特約が適用されるお客さまは印鑑取引に加え、キャッシュカードの暗証認証や生体認証による取引を行うことができます。 1. **(原規定の変更事項**)

原規定	に記載	を更事項) の下記内容は全て変更後に読み替えしてください。	T=0
該当箇所・変更前			変更後
カ <u>ード部</u>	忍証に。	よる預金払戻し等に関する窓口取引規定	
4. (取引の	種類)	
	カードi ます。	認証は同一名義口座における次の取引に利用することができ	取扱店ではカード認証により次の本人口座に関する取引を行うこととします。但し、お客さまと取引のある当社本支店以外では、下記③・④および⑤の一部の取引はお取扱いできません。
	1	カード発行口座からの預金の払戻し等	預金の払戻し、預入れ等
	2	カード発行口座と同一の印章を届出印鑑とする口座からの 預金の払戻し等、定期預金の解約・書替(証書制を除く)、 および投資信託・証券の売却	定期預金の解約・書替・預入れ
	3	サービスの申込み等によりカード発行口座と関連付けされ た口座からの預金の払戻し等	口座の開設
	4	カード発行口座と同一印章を届出印鑑とする口座の開設	投信信託・公共債・証券等の売却および購入
	(5)	上記①~④に規定する口座への預入れおよび投資信託・証券の購入	上記①~④に規定する口座にかかる各種届出およびサービスの申込み
	6	上記①~⑤に規定する口座にかかる各種届出およびサービスの申込み	その他当社が定める取引
	7	その他当社が定める取引	(削除)

4. (特約の変更等)

(1)本特約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

(2024年2月1日現在)